

第 22 期 第 13 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月26日(金) 15時00分～16時00分
- 2 開催場所 日高振興局 地下会議室
- 3 出席委員 大澤 晃 弘 神田 勉 逢山 義 幸
中村 好 則 梶川 徹 安田 智 司
坂本 好 則 小松 伸 美 白 石 智 泰
浦川 聡 深 根 英 範 山 中 孝 俊
中村 義 弘
- 4 欠席委員 佐藤 勝 住野谷 張 貴
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄也
漁業管理係長 松 枝 直一
技師 山田 誠
主事 渡部 孝之
(日高海区漁業調整委員会) 事務局長 佐々木 真琴
主事 大谷 美夢
- 6 議事事項
議案第1号 日高海区漁場計画(第8次共同漁業権)について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間につ
いて(答申)漁業管理課所管
議案第3号 えりも以東海区さけ定置網漁業等調整協議会委員の補充につ
いて
- 7 報告事項
(1) 定置漁業の免許すべき者の判断基準(案)について
(2) 共同漁業権及び区画漁業権の免許すべき者の判断基準(案)につ
て
(3) 定置漁業権に係る資源管理の状況報告について
(4) 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

事務局長 ただいまから第22期第13回日高海区漁業調整委員会を開催します。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 今期第13回目の当委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、時節柄お忙しい中をご出席を賜り、誠にありがとうございます。
また、日高振興局岸水産課長をはじめ、担当職員の方には、公務ご多忙にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、本格的な操業を迎えました春の定置網漁業ですが、5月24日現在の漁獲状況を去年同期と比較いたしますと、サケ

マス類全体の漁獲量では、前年の107%となっており、まずまずといった状況ですが、本マスが前年の140%と好調な一方で、本来獲れるはずのトキサケが前年の30%、3ヶ年平均と比較しても35%程度の水揚げにとどまっております。

春定置も後半に差しかかりました。少しでもトキが乗り、今後の漁模様が良い方向に向かうことを期待するばかりです。

さて、本日は議案が3件、報告事項が4件となっておりますが、皆様には、慎重なご審議をお願いしして、開会にあたっての挨拶とします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中、13名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、梶川委員と安田委員にお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号日高海区漁場計画第8次共同漁業権について知事から諮問されております。

内容について、事務局から説明してください。

事務局長

資料1をご覧ください。

令和5年5月16日付け漁管第386号により、日高海区漁場計画案における第8次共同漁業権の内容につきまして、北海道知事から諮問がきてございます。

諮問文を朗読いたしますと貴海区における漁場計画を別添のとおり定めたいので、漁業法第64条第4項及び第86条第2項の規定に基づき諮問するとなっております。知事は、漁場計画の案を作成したときは、法第64条第4項に規定により、海区委員会の意見を聞かなければならないこととされており、また、漁業権に条件をつけようとするときは、法第86条第2項の規定により、海区委員会の意見を聞かなければならないことと法規定されていることから、今般の諮問となっております。

次の2ページ目から8ページ目までが、漁場計画案の内容、9ページ以降は漁場図となっております。

内容につきましては、前回、4月の委員会において、振興局から協議のありました振興局最終案と同じ内容となっておりますので説明は省略いたしますが、8ページをご覧くださいますと、下ほどに、免許予定日が同年9月1日、申請期間が令和5年6月11日から同年7月10日午後5時までとする旨、今般の諮問に際し、追記されております。

この海区漁場計画案に対する答申にあたりましては、漁業法第64条第5項の規定に基づき、あらかじめ公聴会を開催し、漁業者その他利害関係人から意見を聴取しなければならないことから、前回の委員会において、この公聴会の開催について決定をいただいた上、5月22日と23日の2日間にわたり、日

高振興局管内の10箇所で開催いたしました。

公聴会には、海区委員会からは会長が全地区に、副会長がひだか漁協三石支所東の7地区に出席いただいたほか、各委員におかれましては、地元地区で開催した公聴会に出席いただいたところでございます。

大変お疲れ様でした。

公聴会では、大澤会長の進行により取り進め、2ページ目以降に添付しております日高海区漁場計画案のうち、関係地区ごとの単有漁業権と、全地区で共有している日海共第42号の共有漁業権を抜粋した資料を、出席者に配付するとともに、その内容を説明の上、出席者からの意見を求めたところでございます。

その結果につきまして、資料1-2にとりまとめておりますので、ご覧願います。

表の左端から、開催日時、開催場所、出席者数、出席者の発言内容につきまして、開催した日時の順に記載しています。

地区毎の開催結果について、説明します。

5月22日、日高中央漁協本所では、漁業者4名、漁協職員2名が出席し、字東栄及び荻伏町を除く浦河町を関係地区に含む漁業権について、意見を聴取しました。

日高中央漁協様似支所では、漁業者3名、漁協職員2名が出席し、様似町のうち、ビライト川橋に設置した標識以西の区域を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しましたが、漁場の区域の基点を確認するための照会がありましたが、漁場計画の内容に対する意見はございませんでした。

えりも漁協冬島支所では、漁業者3名、漁協職員4名が出席し、様似町のうち、ビライト川橋に設置した標識以东の区域を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

えりも漁協本所では、漁業者3名、漁協職員10名が出席し、字庶野及び字目黒を除いたえりも町を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

えりも漁協庶野支所では、漁業者1名、漁協職員7名が出席し、えりも町字庶野及び字目黒を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

2ページ目に参りまして、翌23日、日高中央漁協荻伏支所では、漁業者3名、漁協職員3名が出席し、浦河町字東栄及び荻伏町を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

ひだか漁協三石支所では、漁協職員1名が出席し、新ひだか町三石を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

ひだか漁協本所では、漁業者5名、漁協職員2名が出席し、三石を除く新ひだか町を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

ひだか漁協新冠支所では、漁業者5名、漁協職員2名が出席し、新冠町を関係地区に含む漁業権について意見を聴取しました。

ひだか漁協門別支所では、漁業者1名、漁協職員3名が出席し、日高町が関係地区となる漁場計画について、意見を聴取しました。

以上、10箇所で開催した公聴会の結果につきまして、かいつまんで説明しましたが、10箇所すべての公聴会を通じて、

原案の内容に賛否についての意見はありませんでした。

以上で説明を終わりますので、海区漁場計画につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。

神田副会長をはじめ、各委員におかれましては、ご多忙の折り、各地区で開催した公聴会に出席いただき、あらためまして、御礼申し上げます。

事務局からの説明のとおり、公聴会では、いずれの地区も漁場計画案に反対する意見はありませんでした。

この結果を踏まえて、知事への答申についてご審議願います。何かご意見はありませんか。

各委員

ありません。

議長

それでは、第8次共同漁業権に係る日高海区漁場計画の知事案については、特段支障がなく、適当なものとして、異議がない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同

はい。

議長

それでは、そのように決定し、知事に答申することといたします。

次に議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について知事から諮問されております。

内容につきまして、日高振興局から説明願います。

松枝係長

日高振興局水産課松枝です。

私から議案第2号知事許可漁業に係わる制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。

この制限措置、申請期間などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。

資料2の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。

4月21日付けで北海道知事より当委員会へ1件の諮問がありました。

2ページをご覧ください。

今回ご審議頂く漁業は、道外者、岩手県に住所を有する者20t未満漁船1隻に対する、北海道沖合海域のいるか突棒漁業となっており、(2)操業区域に日高沖合海域が含まれていることから諮問があったものでございます。

3ページをご覧ください。

昨年公示との相違点をまとめた資料となります。

右の欄が今回諮問のいるか突棒漁業となりますが、前回令和4年7月1日公示と全く変更がない内容となっております。

以上が説明となります。

議長 ただいま説明がありました、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

議長 ご質問等が無ければ、議案第2号については、諮問内容に異議がない旨決定し、知事に答申することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 それでは、そのように決定します。
次に議案第3号えりも以東海区さけ定置網漁業等調整協議会委員の補充について事務局から説明してください。

事務局長 それでは資料3をご覧ください。
令和4年7月15日現在のえりも以東海区さけ定置網漁業等調整協議会構成員名簿、2ページ目以降に協議会規約を添付してございます。

まずはじめに、えりも以東協議会の構成についてご説明致しますが、2ページ目中頃、第4条に協議会の構成が規定されており、関係漁業協同組合長、関係定置協会長又は副会長、関係漁協の定置部会長又はそれに準じる者、そして関係海区漁業調整委員会の代表委員として日高海区から2名で構成することとなっております。

これを踏まえまして、1ページ目の名簿に戻っていただきまして、左下に日高管内から選出されています構成員4名の氏名が記載されてございますが、このうち、駿河委員及び神田委員の2名におかれましては、協議会規約により当海区委員会の代表委員として選出してきた経緯にございます。

しかしながら、みなさまご承知のとおり、令和4年8月2日に駿河委員がご逝去なされ、当海区委員会からの代表委員に欠員が生じている状況にあります。

例年でしたら、8月にはえりも以東協議会の総会も行われますことから、本日の委員会で欠員を補充するものでございます。

説明は終わります。

議長 ただいま説明が終わりました。

えりも以東海区さけ定置網漁業等調整協議会委員に、当海区から代表として選出してきた、駿河さんの後任といったことですが、選出方法は、いかがいたしましょうか。

神田委員 えりも以東協議会の話になりますので、地元のえりもとしては、駿河委員に引き続き以東の岬地区の定置から、白石さんに代表してもらいたいと思っています。

議長 ただいま、神田委員から白石委員に代表してもらいたいといった意見がありました、みさなんいかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、当海区から代表として、えりも以東海区さけ定置網漁業等調整協議会委員に白石委員を選出したいと思います。白石委員もよろしいでしょうか。

白石委員 はい。

議長 それでは、白井委員、よろしく申し上げます。
議案は終わりましたので、報告事項に移ります。
報告事項 1 と 2 は関連しますので、一括して、振興局から説明願います。

松枝係長 日高振興局水産課松枝です。
報告事項 1 定置漁業権の免許をすべき者の判断基準案について、ご説明いたします。

1 ページは、4月17日付けにより水産林務部長から日高海区会長あて、基準案作成を報告する通知文となっております。

2 ページをご覧ください。初めに、これまでの経緯をご説明させていただきます

令和2年12月1日付けで施行された改正後の漁業法では、免許に当たっての優先順位制度が見直されました。

これまでは、同一の漁業権については、適格性を有する者からの免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められており、これに基づき免許する者を決定しておりましたが、改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者に免許することとしており、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することになりました。

令和4年4月14日に発出された水産庁の技術的助言により、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を判断するための審査基準は、あらかじめ定めることとされていることから、道では審査基準の作成を進めており、今回の漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準定置漁業案が作成されたところであります。

定置漁業に係るこの審査基準案は、ある一つの定置漁業の漁場に対して、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者のみで、複数の申請があった場合に用いることとなります。

言い換えますと、ある一つの定置漁業の漁場に対して、免許申請が1件しかない場合や、複数の申請があっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありません。

審査基準の概要についてご説明します。

審査基準第1は、用語の定義です。

第2の第1項から第3項では、地域水産業発展に最も寄与すると認められる者について、規定しております。

これら第1項から第3項に該当する者がいない場合、第2の第4項で定める点数制で最高点の者を、最も寄与する者とする

第5項は、最高点複数の場合、くじ引きとすることが規定されています。

それでは、審査基準案を順にご説明します。3ページをごらん下さい。

審査基準第1は、用いる用語の定義となっております。

第1項は、満了漁業権を定義しており、漁業法第73条第2項第1号で定める満了漁業権と同じ意味で存続期間が終了する漁業権となります。

第2項は、当該満了漁業権者を定義しており、申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者となります。

第3項は、当該満了漁業権者等を定義しており、1号と2号の両方を満たす者となっております。

第1号では、当該満了漁業権者と同一、または、当該満了漁業権者が共同経営体の場合には、当該満了漁業権者の構成員であって、議決権合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めること。

簡単な例では、当該満了漁業権者が3人の共同経営で、議決権が各々1つずつの場合には、3人全員又は2人の共同経営となります。

第2号では、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合には、当該満了漁業権者の構成員全員からの同意があることを求めています。

例えば、満了漁業権者が3人共同経営で、1人が申請に加わらず2人による申請であっても、3人全員からの同意があることが必要となります。

第4項では、法人の役員等を定義しており、法人種類によって第1号と第2号に分けて定義しています。

この役員等は、後ほど説明します第2の第2項第1号及び第2号で規定する法人化による申請に係るものとなっております。

第1号は、法人が株式会社の場合には、会計参与及び監査役を除く取締役としており、会計参与及び監査役については、法人経営に直接関わらないため除外するとしています。

第2号は、法人が持分会社の場合には、社員となっております。定款で業務執行役員を定めている場合は、この業務を執行する役員を指します。

第5項ですが、他の者と言う用語を定義しており、第3項で定義している当該満了漁業権者等以外の者のことされています。

審査基準第2では、申請者のパターン別に、具体的な審査基準を規定しています。

第1項では、当該満了漁業権者等が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権に対して免許申請を行った場合、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うことを、規定しています。

これは、免許を受けた漁場を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与するとの、漁業法改正の趣旨に基づくものです。

なお、申請者が法第71条第1項各号免許をしない場合に該当しないこと、法に列記された、法令遵守が見込まれない者、

暴力団員等に該当しないことが前提となります。

第2項では、当該満了漁業権者等が法人化や共同経営化する場合で、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権に対して免許申請した場合の取り扱いについて、第1号から第3号に申請の形態を分けて規定しています。

第1号は、当該満了漁業権者等が法人を設立し、役員等となって、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権に対して、免許申請した場合、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うとしています。

第2号は、当該満了漁業権者等が、先ほど第1第5項で説明した他の者と共同して法人を設立し、その法人役員等のうち、当該満了漁業権者等がなっている役員等の議決権の合計が、その法人における議決権全体の3分の2以上を占めている法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うことを規定しています。

第3号は、当該満了漁業権者等が、他の者と共同経営を行う場合で、その共同経営体における議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等が占めている共同経営体が免許申請した場合、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うことを規定しています。

第3項については、第1項から第2項で規定している以外のケースで、個別に検討した結果、第1項から第2項と同様に扱うべきと判断される申請があったときには、その申請者を地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うとしています。

第4項及び第5項については、第1項から第3項に該当する者から申請が無いときに、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、別紙1地域の水産業の発展に最も寄与する項目で評価し、その点数の合計が最も高い申請者を地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として取り扱うことを規定しています。

更に、点数の合計が最も高い申請者が複数の場合は、点数合計が最も高い申請者全員がくじ引きを行い、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を決めることと規定しています。

なお、別紙1の評価項目は後ほど説明します。

附則では、この基準の適用開始日を規定しており、令和6年1月1日以降を免許予定日とする第15次定置漁業の免許申請から適用することとしています。

次のページ、A3縦の審査基準定置漁業別紙1をご覧ください。

この別紙1は、北海道水産業の発展に向けて、総合的かつ計画的な推進を図るために作成している北海道水産業・漁村振興推進計画を軸に作成しております。

7つの小項目を設けており、最大で6点満点となっています。

最初の小項目資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組みについてです。

これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある者に、1点加点するものです。

ただし、申請する漁業権が存在する海区にある定置漁業権者が参加する協定に対して、申請する漁業権で参加する場合に限るとしてあります。

2つ目の小項目秋サケの増殖事業への参加についてです。

これは、申請する漁業権の地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を当該増協に拠出する計画がある者に、1点加点するものです。

3つ目の小項目労働者の確保状況又はその計画についてです。

これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする場合に加点するもので、①では申請日時時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合には1点を、②では今後雇用する計画を持っているが具体的でない場合は0.5点の加点となることとし、①と②は重複して加点はしないとしています。

4つ目の小項目生産体制の効率化による経費縮減の取組についてです。

これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました審査基準本文の第2第2項及び第4項に該当しない申請について1点加点するものです。議決権3分の2未満の場合などが該当します。

①は共同経営化、②は法人化の場合です。

5つ目の小項目定置漁業の着業に向けた体制の整備についてです。

これは、申請する定置漁業権で使用する漁船や漁具を準備している又は準備する計画がある場合に加点するもので、①では、漁船と漁具両方の所有権又は使用権をすでに取得している場合や、まだ取得していないが具体的な計画がある場合には1点を、②では漁船及び漁具の所有または使用権を取得する具体的なと言えない計画がある場合には0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないとするものです。

6つ目の小項目地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加についてです。

これは、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある。または、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。

なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中毎年実施する場合に限るとしてあります。

最後に7つ目の小項目豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況についてです。

これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、魚付林や河畔林の整備保全活動、魚道維持清掃活動、港や海岸清掃活動を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。

なお、活動に従事するか直接出資するものに限りませう。

これら7つの小項目による最大で6点満点の合計点による審査が、満了漁業権者等のいない複数の免許申請があった場合に行う第4項点数制の詳細となります。

更に、最高点複数の場合には、第5項に基づきくじ引きとすることとなります。

定置漁業権免許の審査基準案の説明は以上です。

続けて報告事項2共同漁業の免許をすべき者の判断基準案について、ご説明いたします。

審査基準作成経緯につきましては、定置漁業権のご説明と重複しますので説明を省略します。

日高海区におきましては、9月1日に免許切替えとなります各共同漁業権のみが該当しますが、今般判断基準が作成され、当委員会に対する通知がありました。

資料1ページをご覧ください。4月20日付け水産林務部長から当委員会会長あての通知文となっています。

資料2ページ以降が審査基準となります。

第1の用語については、定置漁業権と同じなので、説明を省略します。

漁業法第73条第2項各号において、まず免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者に免許することとなっておりますので、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合の、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者についてここで規定するものとなります。

第2の第1項では、満了漁業権と概ね等しいと認められるとして設定される漁業権に対して、満了漁業権者等からの申請があった場合には、適格性に問題がある者を除き、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に該当することとしています。

第2の第1項では、満了漁業権と概ね等しいと認められるとして設定される漁業権に対して、次の各号について、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に該当するものとしています。

1号は、当該満了漁業権者等が法人を設立し、当該満了漁業権者等が役員となっている場合。

2号は、当該満了漁業権者等が他の者と共同して法人を設立し、当該満了漁業権者等が役員となっていて、議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等がもつ場合。

3号は、当該満了漁業権者等が他の者と共同して申請した場合であって、議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等がもつ場合となります。

第3項では、第1項及び第2項と同等に扱うことが適当な申請。

第4項は、第1項から第3項の該当者がいない場合で、これら以外からの申請があった場合の評価基準を別紙に定めております。

4ページをご覧ください。

(ア)から(ウ)の3点のほか、地域漁業者との調和的発展、地元水産物流通加工業者との良好な関係構築など、地域水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画され、実現が可能である

と見込めるかなどを、これからこの審査基準と同時に制定される予定となっている免許の申請に関する規則の運用に基づき、免許申請書に添付される事業計画書により評価し、最高点の者を最も寄与すると認められる者と認めることとしております。

3ページに戻って頂き、第5項において、第4項の点数が同点である場合、くじ引きによることとされております。

最後の附則において、本年9月1日以降を免許予定日とする第8次以降の免許が該当する規定となっております。

以上が共同漁業権等の免許をすべき者の判断基準に係る説明となります。

議長 説明が終わりました。ただいまの報告事項にご意見、ご質問はありますか。

小松委員 審査基準について、まだ漁業権を取得していないのに、船や道具を用意することが1ポイントとなるのか納得できません。漁業権を取得できなかった場合、準備した船や道具をどうするのか。

意見でなく、異議でなく即回答を求めるものではありません、あくまで質問です。

岸水産課長 確認後回答いたします。

小松委員 はい。

議長 それでは、次に参ります。

報告事項3及び4につきまして、関連しますので、一括して、事務局から説明してください。

事務局長 それでは、報告事項(3)定置漁業権に係る資源管理の状況等報告及び報告事項(4)共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等報告につきまして、一括にて説明いたします。

まずは、定置漁業権に係る状況報告になりますが、右肩に報告事項3と記載されている資料をお願いします。

1ページ目は報告文、2ページは報告内容、3ページ目に関係法令の抜粋資料となっておりますが、関係法令を簡単にご説明させていただきますので、3ページ目をご覧ください。

まず、漁業法第90条第1項で漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。とされており、同法同条第2項でその報告を受けた知事は海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。とあります。

また、漁業権者から知事に行う報告事項は、漁業法施行規則第28条第2項各号及び道の規則に定められている一から六項目ありその事項について、知事が必要と判断した事項について意見を付して、海区委員会へ報告しております。

これら法令等に基づき、今般、当海区漁業調整委員会へ報告があったものでございます。

恐れ入りますが、2ページ目に戻っていただきまして、今回

の報告内容につきましては、報告の対象となる漁業権は、令和4年の春定置漁業に係る部分で、11件でございますが、いずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨、知事の意見となっております。

続きまして、報告事項4の共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等報告についてでございます。

先ほどの報告事項3と同様に、共同漁業権と区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告となります。関係法令等は報告事項3と同じですので説明は省略します。

2ページ目以降を御覧下さい。海区委員会への報告内容となります。

漁業権の種類は共同漁業権となっており、41件ございます。

漁業権番号や漁業の名称は記載のとおり、報告の対象となる期間は、令和3年1月1日～12月31日となっております。

資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況について、知事が漁業権者である各漁協から例年、報告を受けている漁業権の行使状況報告の内容などを確認し、意見を付しております。

知事の意見についてでございますが、資源管理の取組状況につきましては、対象漁業権のすべてにおいて適切と認めらるゝの意見です。

漁場の活用状況につきましては、漁業生産の有無ををもちに適切か否かを判断しているとの事でございますので、漁業の名称ごとでは一部において適切かつ有効と認められないとの意見となっております。

なお、漁場の利用状況において、法第91条第1項各号に該当すると知事が認めた場合は、知事は当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものとなっております。指導しようとするときは、あらためて海区委員会の意見を聞くこととなります。今回報告があった部分につきましては、指導・勧告の対象にならないとのことでございます。

説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただいまの報告事項にご意見、ご質問はありますか。

各委員 ありません。

議長 それでは、本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員 ありません。

議長 事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長

次回の委員会の予定につきまして、前回委員会で審議いただきました定置漁業権の草案に対する回答が5月末を目処に北海道から回答がある見込みとなっておりますので、6月19日を目処に小委員会及び委員会を開催したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

《閉 会》